



平成 26 年 10 月 31 日

海事局安全政策課

国際油濁補償基金（IOPCF）総会等の結果について

油タンカーの海難等に起因する流出油による汚染被害の補償を行う国際油濁補償基金の総会が、本年 10 月 20 日から 24 日にかけて、英国ロンドンで行われ、1971 年基金の解散の審議、監査委員選挙（我が国からの立候補者が当選）等が実施されました。

2014 年 10 月 20 日から 24 日までの間、国際海事機関本部（於ロンドン）で国際油濁補償基金総会（1992 年基金第 19 回総会、同基金第 62 回及び第 63 回理事会、1971 年基金第 33 回運営委員会、2003 年追加基金第 10 回総会）が開催され、我が国からは小林健典国土交通省海事局総務課国際企画調整室長、山上範芳在英国日本大使館公使、春成誠一般財団法人運輸政策研究機構理事長、藤田友敬東京大学教授他が出席したところ、結果概要は以下のとおりです。

1. 1971 年基金の解散

今次会合では、1971 年基金について、今年末での解散が審議されました。全ての請求対応は終了したとして今次会合で解散するか、一部の請求事案に関して訴訟が継続していること等から解散を延期するかで各国・関係業界の意見が二分され、両者の合意に向けた調整が断続的に行われたものの不調に終わった結果、最終的に投票が行われました。投票の結果 29 対 14（棄権 3）で解散することが決定しました（我が国は今次会合での解散に投票）。

【参考】1971 年基金について

- 1971 年基金は、油タンカーに起因する巨大な油濁事故損害の被害者の補償のため、1978 年 10 月に発効した「1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」に基づき設立されました（我が国は 1976 年 6 月に受諾）。
- 多くの国は、より高い補償限度額を設定した 1992 年基金（1996 年 5 月に発効した「1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する 1992 年の議定書」に基づき設立。）に移行し、この結果 1971 年基金は加盟国が減少し、基金条約第 43 条に基づき、2002 年 5 月に失効しました（我が国は 1998 年 5 月に廃棄）。
- 本基金は 2002 年 5 月の失効後、現在に至るまで、失効前に発生した事故に関する請求の対応を実施してきました。

2. 監査委員会（Joint Audit Body）選挙

今次会合では、基金の運営全般を監査する監査委員会（7 名）について、委員の任期満了に伴う選挙が実施されました。基金への最大拠出国である我が国は、これまで故谷川久氏、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）が監査委員を務めて来たところ、今後も引き続き基

金運営に責任をもって対応していく観点から春成誠氏（運輸政策研究機構理事長）を候補者として指名して、選挙に臨んだ結果、同氏が委員の一人として当選しました。

3. 聖幸丸事案の紹介

今次会合では、今年5月に姫路沖で発生した聖幸丸の事故について基金事務局から紹介があり、現時点で基金への請求が行われる見込みは低いものの、引き続き動向を注視していく旨の報告がありました。

我が国からは、本件について引き続き動向を把握し、基金へ補償請求を行うなどの動きがあれば、基金事務局に連絡等を行う旨を伝えました。



(国際油濁補償基金総会等の様子)

問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課

油濁補償対策官 春名 (内線43-266)

油濁対策係長 舘 (内線43-268)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8616

FAX 03-5253-1642